

令和7年度 第2回西脇市国民健康保険運営協議会会議録

- 1 開催年月日 令和8年1月29日（木）
- 2 開催場所 西脇市役所 3階 大会議室
- 3 開会及び閉会時刻 開会 午後1時30分
閉会 午後3時00分
- 4 出席委員 岡田康作 委員
黒田位子 委員
藤井智恵 委員
遠藤加奈 委員
安部亨二 委員
福永昌 委員
長井正彦 委員
齋藤周藏 委員
亀井礼子 委員
東野敏弘 委員
- 5 欠席委員 河原淳 委員
武部恵子 委員
- 6 会議録署名委員 福永昌 委員
遠藤加奈 委員
- 7 説明のため出席した者の職氏名
西脇市副市長 藤原良規
くらし安心部長 萩原靖久
保険医療課長 大地佳代
保険医療課保険担当主査 藤井裕貴
保険医療課保険担当主任 中村美幸
健幸都市推進課長 横山淳子
税務課賦課担当主査 三村洋由
税務課収税対策担当主査 勝岡美香
- 8 傍聴人 3名
- 9 会議に付した案件
 - (1) 国民健康保険事業費納付金について
 - (2) 国民健康保険税軽減判定所得の改正について
 - (3) 国民健康保険税の税額及び課税限度額の改定について
 - (4) その他

令和7年度第2回西脇市国民健康保険運営協議会会議録

発言者	記 事
事務局	<p>○開会</p> <p>○会議成立の報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員2名欠席のため、本日の出席委員は10名。過半数以上の出席により会議は成立。傍聴人は3名。
事務局	<p>○委嘱状交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年1月1日から任期が新たになり、各委員へ委嘱状を交付。任期は、令和10年12月31日までの3年間。
副市長	<p>○副市長あいさつ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員の出席、国保運営への協力に対するお礼。 ・本日は、令和8年度の国民健康保険税額の改定について諮問させていただく。 ・兵庫県においては、県内保険料の統一という方針が打ち出されており、令和9年度には、県内全市町の標準保険料率が統一され、令和12年度には、全市町の保険料が完全統一される見込みとなっている。この後事務局からも説明があると思うが、委員の皆様には慎重な審議をお願いしたい。 ・令和8年度から追加される「子ども・子育て支援金」についても、審議のうえ、適切妥当な答申をいただきたい。
事務局	<p>○会長選出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任期が新たになったため、公益の代表者から会長を、委員の中から職務代行を選出。委員から事務局一任の意見が出たため、事務局で選出。会長に齋藤委員、職務代行に岡田委員を指名。出席委員から意義なく決定、承認。
会 長	<p>○会長あいさつ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員の出席に対するお礼 ・本日の運営協議会では、来年度の保険税率について諮問をいただき、審議を行う予定である。少子高齢化が進む中で、社会保障の今後の見通しは厳しいものがあるが、本日も各委員から様々なご意見をいただく中で、協議会としての結論を出したいと考えるので、活発に議論をいただくようお願いしたい。
副市長	<p>○諮問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・副市長から会長へ「国民健康保険税の税額及び課税限度額の改定に

事務局	<p>ついて」 諮問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問書（写）を各委員に配付 ・ 副市長退席 <p>○配付資料の確認 （進行を事務局から会長へ交代）</p>
会 長	<p>○会議録署名人選出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議録署名人に福永委員と遠藤委員を指名
会 長	<p>○報告事項(1) 国民健康保険事業費納付金について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険事業費納付金について、事務局に説明を求める。
事務局	<p>○説明（パワーポイント使用。画面の写しを参考資料として配付）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国保事業費納付金は、保険給付費等の県全体で必要な費用から国交付金等を差し引き各市町で按分したもので、医療分・後期支援分・介護分の3種類がある。 ・ 医療分は、保険給付費の財源となるもの。後期支援分は、後期高齢者医療制度の財源の一部となるもの。介護分は、介護保険の介護給付の財源の一部となるものである。 ・ 加えて、令和8年度からは少子化対策の抜本的強化にあたり、児童手当の拡充をはじめとする子どもや子育て世帯への支援を全世代や事業者で支えるための財源として、各保険者が被保険者から「子ども・子育て支援金」を賦課、徴収することとなった。 ・ 18歳未満被保険者に賦課された均等割の総額を10割減額し、その分を18歳以上の被保険者で負担して納める「18歳以上均等割」が設けられ、子育て世帯の負担軽減を図っている。 ・ 県から提示された令和8年度の国保事業費納付金は、総額10億 670万 4,998円で、前年度と比べると、被保険者数の減少により減額となっている。 ・ 一人当たりの国保事業費納付金の額は、医療分は 117,747円で前年度比 229円の増、後期支援分は38,739円で前年度比 349円の増、介護分は41,365円で前年度比 645円の減となっている。新設される子ども・子育て支援金分は、一人当たり 3,590円となる。 ・ 国保事業費納付金全体で見ると、高齢化や医療の高度化等に伴い、納付金全体の額が増加しており、さらに現役世代の人口減少等の要因により、一人当たりの納付金額も増加傾向にある。いずれも国民健康保険を取り巻く環境は厳しい現状である。

会 長	○質問や意見について
委 員	○質問 <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援金は国民全体それとも保険者単位で考えるのか。 ・子どもや子育て世帯が多いと独身者などの負担が大きくなるのか。
事務局	○回答 <ul style="list-style-type: none"> ・国民全体で負担する制度だが、実際の保険料は同一ではなく、他の負担分と同様に、市町等の保険者が税額を設定することになる。 ・子どもの人数が多く、18歳以上の被保険者が少ない場合は、1人あたりの調定額が上がり、負担が増えるということになる。
委 員	○意見 <ul style="list-style-type: none"> ・子育てしやすい市町は子どもが多くなるので、そこに住む大人の負担が増えるというのはおかしい感じがする。
委 員	○意見 <ul style="list-style-type: none"> ・国の法律で決まったことだから仕方ないが、子ども・子育て支援金を健康保険料に組み込んで徴収するのは違和感がある。保険料ではなく、税金から徴収するべきものではないのか。
事務局	○回答 <ul style="list-style-type: none"> ・当時の政権において「増税はしない」という方針から、このような形になったと承知している。
委 員	○意見 <ul style="list-style-type: none"> ・制度の仕組みがおかしいのは、そのとおりだと感じる。しかし国が決めて全国で実施されるため、西脇市がどうこうできる話ではなく、決められた額を徴収し、県に納めるしかないのが現状である。
事務局	○回答 <ul style="list-style-type: none"> ・国は歳出改革などを進めて、実質の負担は増えないと説明している。
会 長	○報告事項(2) 国民健康保険税軽減判定所得の改正について <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険税軽減判定所得の改正について、事務局に説明を求める。

事務局	<p>○説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保では低所得者への保険税の軽減措置として、世帯の所得額に応じて、7割・5割・2割の軽減を行っている。 ・令和8年度税制改正において、昨年度に引き続き5割及び2割軽減の基準が改正（拡充）され、計算式のうち被保険者数に乗すべき金額が、5割軽減は31万円に、2割軽減は57万円にそれぞれ引き上げられる。 ・この改正については、物価上昇の影響により軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないように見直す、という趣旨のものである。 ・この制度改正による影響だが、5割軽減の世帯は1%程度増加、2割軽減の世帯は2%程度増加すると見込んでいる。
会 長	○質問や意見について
委 員	<p>○質問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽減措置を受ける世帯は、令和7年度実績でどのくらいあるか。
事務局	<p>○回答</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7割軽減が1,363世帯、5割軽減が631世帯、2割軽減が420世帯であり、軽減を受ける世帯は市全体の6割程度になっている。
会 長	<p>○審議事項(1) 国民健康保険の税額及び課税限度額の改定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険税の税額及び課税限度額の改定について、事務局の説明を求める。
事務局	<p>○説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まず令和8年度税制改正大綱の中で、国民健康保険税に関する部分を説明する。 ①課税限度額の改定 <ul style="list-style-type: none"> ・改定により、医療分が66万円から67万円に引き上げられ、新たに子ども・子育て支援金分が3万円に設定される。これにより、限度額の合計は113万円となる。この改定により、現行税率で試算すると医療分で1世帯、子ども分で2世帯が引き上げの影響を受ける見込みである。 ②市町村標準保険料率と国民健康保険税額の改定（案） <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険税は、国保事業費納付金及び保健事業等の財源となる。 ・県内保険料統一の動きも踏まえ、県から提示された「市町村標準保険料率」をもとに税額の検討を進める。

- ・ 県内保険料統一については、令和 9 年度に県内全市町の標準保険料率が統一され、令和12年度には全市町が標準保険料率への移行を完了するという方針で進められている。
- ・ 令和 8 年度の西脇市の標準保険料率を見ると、医療分・後期支援分介護分すべてにおいて、増加するという提示となった。
- ・ 北播磨 5 市の標準保険料率を見ると、後期支援分と介護分はほぼ各市とも近い数値となっており、県内でもほぼ統一されている状況にある。一方、医療分はまだ各市でバラツキがあるが、令和 9 年度にはこれらの数値が統一されるということになる。
- ・ なお、令和 8 年度に県内の標準保険料率が統一された場合の数値を見ると、いずれも西脇市の数値より高く、今後も毎年標準保険料率は上がっていくものと予想している。
- ・ このような状況のもと、令和 8 年度税率の検討をする。西脇市は、従前から県の標準保険料率に合わせた設定としてきたが、令和 7 年度は、上昇抑制を図るため、医療分を令和 6 年度から据え置きとした。
- ・ 令和 8 年度の標準保険料率どおりの税率で試算してみると、全体として約 6 ～ 8 % の増額となった。
- ・ そこで、令和 7 年度に引き続き、税額の急激な上昇を抑制するため、令和 8 年度は基金を活用し、医療分は令和 7 年度の標準保険料率で設定し、後期支援分と介護分は県の標準保険料率に合わせた設定としたい。
- ・ 新たに追加される子ども・子育て支援金分については、被保険者の負担軽減を図るため、基金を活用し、標準保険料率の 5 分の 1 相当額となるように設定したい。
- ・ なお、改定案では、一人当たり国民健康保険税調定額について、前年度比で、医療分は 867 円の増加、後期支援分は 651 円の増加、介護分は 1,313 円の増加となる。子ども・子育て支援金分は 721 円の設定となる。
- ・ 基金残高は、県からの交付金の増加等により、令和 6 年度決算時点で 8 億 2,619 万円となっている。
- ・ 改定内容は、次のとおりとなる。

医療分	所得割額	7.25%	(0.17 引き上げ)
	均等割額	31,300 円	(1,100 円 引き上げ)
	平等割額	20,200 円	(400 円 引き上げ)
	課税限度額	67 万円	(1 万円 引き上げ)
後期支援分	所得割額	3.11%	(0.09 引き上げ)
	均等割額	13,500 円	(600 円 引き上げ)
	平等割額	8,700 円	(400 円 引き上げ)

	<p>課税限度額 26万円（据え置き）</p> <p>介護分 所得割額 2.74%（0.12引き下げ） 均等割額 14,000円（400円引き下げ） 平等割額 7,000円（300円引き下げ）</p> <p>課税限度額 17万円（据え置き）</p> <p>子ども分 所得割額 0.06% 均等割額 300円 18歳以上均等割額 20円 平等割額 200円 課税限度額 3万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以上の税率に設定すると、全体として約2～4%の増額となった。 ・なお、被保険者一人当たり調定額について北播磨他市と比較すると、令和7年度時点では、西脇市は北播磨5市の中で2番目に低い数値となっている。
委員	<p>○質問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政調整基金について聞く。毎年、基金を取り崩す予定としているが、近年は黒字が続いて、むしろ基金が増えてきている状況が続いている。現状として、8億程度の基金が積みあがっているが、これは事務局として残しておくべき額だと考えるのか。これらを使っていくことは考えていないのか。
事務局	<p>○回答</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全額を保有しておく必要があるとは考えておらず、一部を被保険者に還元するため、令和5年度から国保ウエルネスポイント事業を実施している。被保険者の健康増進等につながるよう、今後も保健事業などの活用方法を検討していく。
委員	<p>○意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先の委員とは逆で、国の施策に乗ることで、国は自治体の基金の取り崩しをもくろんでいるので、基金をポイント等に活用することには反対で、むしろ何かあった場合、緊急事態に備えて基金は残しておくべきだと個人的には考える。
会長	<p>○答申について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それでは、諮問のとおり答申すると決定してよいか。 ⇒承認 ・答申の内容については、会長一任としてよいか。 ⇒承認

<p>会 長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・では、答申書については事務局で作成し、会長から市長に答申する。なお、答申書の写しは委員に郵送する。 <p>○その他(1) 国民健康保険特別会計歳入歳出状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険特別会計歳入歳出状況について、事務局からの説明を求める。
<p>事務局</p>	<p>○説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度の歳入歳出であるが、令和8年1月20日時点で作成しており、変更の可能性あることをご了承願いたい。 <p>① 歳入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険税収入は、前年度比19,663万円の減で、予算額6億1,620万円7千円。被保険者数の減などによるもの。 ・県支出金は、前年度比2億1,208万円の減で、予算額26億3,210万3千円。これも被保険者数の減などによる。 ・基金繰入金は、予算額1億820万8千円で、例年どおり資金不足分と予備費財源分を予算化するほか、令和5年度から開始した国保ウエルネスポイント事業についても基金を財源として活用する予定。 <p>② 歳出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務費は、前年度比3,646万7千円の増で、予算額1億5,554万。自治体システム標準化への対応や、「子ども・子育て支援金」への対応に係るシステム改修費用の増額を見込んでいる。 ・保険給付費は、前年度比2億1,461万6千円の減で、24億5,055万1千円。被保険者数の減などによる。 ・事業費納付金は、前年度比3,804万2千円の減で、10億670万7千円となる。 ・保健事業費は、前年度比2,805万6千円の増で、1億1,478万3千円。国保ウエルネスポイント事業などによるもの。
<p>会 長</p>	<p>(質問、意見なし)</p>
<p>事務局</p>	<p>○閉会</p>